

# 柏市立図書館資料等予約及びリクエスト取扱基準

制定 令和 8年 3月 31日  
施行 令和 8年 5月 1日

## 1 趣旨

この基準は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料等の予約及びリクエストの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

この基準において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約 図書館が所蔵する資料の利用申込みを行うこと。
- (2) リクエスト 図書館が未所蔵の資料の利用申込みを行うこと。
- (3) 新着資料 図書館所蔵となってから6か月以内の資料をいう。
- (4) 市内利用者 柏市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第7条2項に規定する利用者等の登録を受けている者のうち、市内に居住し、通勤し、又は通学している者をいう。
- (5) 市外利用者 規則第7条2項に規定する利用者等の登録を受けている者のうち、教育委員会が必要と認めた者をいう。
- (6) 特別利用者 柏市身体障害者等資料貸出要領2項の対象者のうち同要領3項により登録を受けた者をいう。
- (7) 団体 柏市立図書館団体貸出取扱要領第3項により登録を受けた市内の官公署、学校、社会教育団体、その他の団体をいう。

## 3 申込みができる利用者の資格

- (1) 予約は、市内利用者、市外利用者、特別利用者及び規則第11条2項の規定により承諾を受けた団体が申し込むことができる。
- (2) リクエストは、市内利用者、特別利用者及び規則第11条2項の規定により承諾を受けた団体が申し込むことができる。
- (3) 規則第9条第4項に該当する利用者は予約及びリクエストを申し込むことができない。

## 4 件数

別表第1のとおりとする。

## 5 申込み

- (1) 予約は、リクエストカード、柏市立図書館ホームページ

ジ内の蔵書検索，館内用蔵書検索機又は電話により申し込むものとする。

- (2) リクエストは，リクエストカード，柏市立図書館ホームページ内のリクエスト受付フォーム又は電話により申し込むものとする。ただし，柏市立図書館ホームページ内のリクエスト受付フォームから申し込む場合は，図書及びマンガ（ISBNの入力を必須とする）の受付とする。なお，マンガは図書館で所蔵しているマンガの続巻のみを対象とする。雑誌については，リクエスト受付フォーム以外での受付とする。
- (3) 特別利用者は，第1号及び第2号の方法のほかにファクシミリによる申込みもできるものとする。
- (4) リクエストの受付可能日は，別表第2のとおりとする。

## 6 受取場所及び連絡方法

資料の受取場所及び連絡方法については，次のとおりとする。

- (1) 受取場所 利用者は，柏市立図書館条例（昭和29年柏市条例第12号。）に規定する各館及び柏市立図書館サービスポイント柏の葉のうちいずれか一つを選択すること。ただし，予約又はリクエストに基づく提供すべき資料が確定されている場合には，受取場所の変更はできない。
- (2) 連絡方法 利用者は，電話，電子メール及び連絡不要のうちいずれか一つの方法を選択すること。ただし，柏市立図書館ホームページ内の蔵書検索から予約を行う場合には，電子メール又は連絡不要のいずれか一つの方法を選択すること。

## 7 取置期間

受取場所における取置期間は，連絡した日の翌日を起算日とした開館している10日間とする。

## 8 取消し

図書館は，次の各号のいずれかに該当するときは，予約及びリクエストを取り消すことができる。

- (1) 利用者から取消しの申出があったとき。
- (2) 取置期間を経過したとき。
- (3) 指定された連絡方法で延べ10日間連絡できなかったとき。
- (4) 利用者が規則第9条第4項に該当したとき。
- (5) 利用者に提供できないことを連絡したとき。

## 9 提供等

- (1) リクエストされた資料を図書館の所蔵として提供するか，図書館以外の施設からの借受け（以下「相互貸借」という。）等によって提供するかは，教育委員会が決定する。
- (2) 相互貸借によって提供した資料を利用者が紛失，汚損又は破損した場合は，当該資料の所蔵館の指定する条件

で利用者が損害を賠償するものとする。

10 その他

この基準に定めるもののほか、資料の予約及びリクエストに関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年 5月 1日から施行する。

別表第1（第4項関係）

	資料種別	予約	リクエスト
市内利用者	図書，マンガ	合わせて10冊以内	予約と合わせて10冊以内
	雑誌		
	視聴覚資料	2点以内	
	電子書籍	2点以内	
市外利用者	図書，雑誌，マンガ	合わせて10冊以内	
	視聴覚資料	2点以内	
特別利用者	図書，マンガ	合わせて10冊以内	予約と合わせて10冊以内
	雑誌		
	視聴覚資料	各種3点以内	
	電子書籍	2点以内	
団体	図書	新着資料を含まない 10冊以内	

別表第2（第5項第4号関係）

資料種別	受付可能日
図書，マンガ	発売日当日の前日を起算日とし10日をさかのぼった日の午前9時30分以降
雑誌	最新号の次号については、最新号が所蔵となった日以降